

# 弾道ミサイル等の発射に伴うJアラート等による緊急情報が発信された場合の対応について

令和4年10月 亀山市立亀山南小学校

## 1 三重県にJアラート等による緊急情報が発信された場合の児童の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

### 【1】児童が在宅中の場合

児童が在宅中、三重県にJアラート等による緊急情報が発信された場合には、自宅待機とし、家庭内で安全を確保させる。弾道ミサイルの通過地点や落下地点、被害状況等を見極め、教育委員会と学校長が協議を行い、その後の対応についてメール配信等で行う。

### 【2】児童が登下校中の場合

児童が登下校中、三重県にJアラート等による緊急情報が発信された場合には、近くにある安全な建物の中に避難、身を低くして頭部を保護するなど弾道ミサイル落下時の行動をとらせる。

その後の避難については、自宅か学校の近い方に避難することを原則とする。

\*授業の開始や休校の措置などについては、教育委員会と学校長が協議を行い、メール配信等で保護者へ連絡する。休校等により学校へ避難した児童を下校させる場合は、保護者への引き渡しを含め、保護者や地区委員等と連絡をとったうえで行う。

\*保護者への引き渡し不可能的な児童は、学校において保護するとともに、保護者への連絡に努める。

\*避難および下校については、地区担当職員の通学路への巡回等によって安全確保に努める。

### 【3】児童が在校中の場合

児童が在校中、三重県にJアラート等による緊急情報が発信された場合には、授業を中断し、速やかに下記の避難行動をとらせる。

① できるだけ窓から離れ、机の下などに入り、ガラスや落下物から頭を守る。

② 屋外にいる場合は、校舎等の屋内に避難し、上記①のとおり行動する。

\*「屋内避難の呼びかけ」が解除されるまで、学校内の安全な場所に待機させる。弾道ミサイルの通過地点や落下地点、被害状況等を見極めるなど安全確認に努め、その後の対応（通常下校、保護者への引き渡し）について教育委員会と学校長が協議を行い、判断する。

\*下校の措置に関しては【2】と同様の措置をとる。

\*校外活動中の場合は、次のような対応を原則とする。

・上記①②と同様の措置をとる。

・校長と引率者は連絡を取り合い、帰校等の対応を確認する。

・活動中の児童を集合させ、点呼を行ったうえで、今後の対応等について説明する。

・連絡体制を整え、安全確保に留意しながら帰校等の対応を実施する。

## 2 弾道ミサイル等が着弾した場合の行動について

・近くに弾道ミサイル等が着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場からただちに離れ、屋内に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、国民保護ポータルサイトやテレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに行政からの指示があればそれに従う。